

灸 活 未 来 塾
会 員 会 則

2024年2月1日改定
灸活未来塾 発行

はじめに

灸活未来塾（以下塾）は、塾の灸活会員（以下会員）について灸活未来塾会則（以下本会則）を次の通りとし、塾及び会員はともに本会則を遵守し、塾と会員が目的を達成するための基本的事項を定めることとします。

第1条 （目的と活動）

本会は以下の内容を目的とします

温熱器具・電気治療器を活用した鍼灸・柔整施術及びセルフケアの学習・討論を目的とする。
医療系学生及び治療家に有益な施術・技術・知識の共有を目的に講座の開催を活動とする。

第2条 （本部所在地）

兵庫県宝塚市中筋 1-9-32 株式会社チュウオー社内に事務局を置く。

第3条 （会員登録）

会員とは、塾主催の講座へ参加した者をいいます。
会員登録は講座申込をもって登録とします。

第4条 （会員の登録期間）

塾主催の講座が開催される4月1日より翌年3月31日までを1シーズンとします。
登録期間は講座参加シーズンを1シーズンとし、登録期間を2シーズンとします。

第5条 （特典）

会員特典として
株式会社チュウオー製品の優待価格での購入。
（やいと Station&灸活未来塾 HP にてお知らせ）
（アドレス：<https://yaito-station.com/kyuukatu/yuutaikakaku20221121/>）
講座参加特典では、セミナー復習動画の期間視聴（講座終了後数日中にお知らせ）

第6条 （会費）

会費は講座参加費のみ。

第7条 （会員資格の更新）

会員資格は、前シーズンの参加記録によって更新とする。

第8条 （会員の遵守事項）

会員は、次の各項目を遵守する。

1. 会員は、常に、自身の知識、技術の向上を目指す。
2. 会員は、塾の活動に協力し拡大を図ります。
3. 会員は、根拠の無い施術方法や理論を吹聴したり宣伝したり、勧誘を行ってはならない。
又、宗教活動、政治活動、許可のない販売活動も行ってはならない。
4. 塾及び会員は、常に法律を遵守し、違法行為をしない。
5. 会員は、他の組織、他の会員などを誹謗中傷及び各種ハラスメントをしてはならない。
6. 塾において知り得た技術、理論、資料・知識を塾外に許可なく販売してはならない。
（復習動画、配布資料、会場撮影画像の販売及び流出の禁止）
7. 会員は、塾の発展の妨げになる言動をおこなってはならない。
8. その他本会則以外の規定、規則などを遵守します。

第9条 （退会）

- ① 会期中であっても退会届を本部へ届ける事（メール可）で退会出来る。
- ② 前年度シーズン中に講座参加が無ければ退会となる。
- ③ 第10条に該当した場合は退会とする。

第10条 (会員の資格喪失)

会員は、次の各項により会員資格を喪失し、退会とします。

- ① 会員が刑事事件により逮捕され有罪が決定したときその翌日に資格を喪失します。
- ② 第8条に著しい違反の報告を受けた時役員会が承認し、資格を喪失します。
- ③ 第9条に該当し、役員会が退会を承認したときは即日に資格を喪失します。

第11条 (この会に次の役員を置く)

会長は株式会社チュウオーより1名。

副会長は株式会社チュウオー指名セミナー講師1名。

監査役は株式会社チュウオー指名1名

副会長補佐若干名、会長・副会長・監査役のメンバー推薦により決定。

第12条 (解任)

役員が以下の次の事項ことに該当するときは、総会の決議によりこれを解任する。

- ① 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められた時。
- ② 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった時。

第13条 (総会) 会長他3名以上で年1回以上開催するものとする。但し必要があれば臨時総会できる

- ① 会則、事業等の変更。
- ② 解散
- ③ 事業計画及び収支決算並びにその変更。
- ④ 事業報告及び収支決算。
- ⑤ 役員を選任及び解任。
- ⑥ その他会の運営に関する重要事項。

第14条 (本会則の実施)

本規約は、令和 4年 4月 1日より実施します。

令和 5年 9月 1日 改定

令和 6年 2月 1日 改定

尚、本規約は本部事務局が管轄します。